

資格確認書の一括発行について

令和7年7月10日



全国健康保険協会 岡山支部

協会けんぽ

1. 目的

令和6年12月2日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長1年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和7年12月1日までに交付する必要があります。

（令和6年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当）
送付時期	令和7年9月（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書を最大で4枚同封して送付します。 なお、送付対象者が5名以上いらっしゃる場合は封筒が複数となります。 ※不着となった場合、事業所へ再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

【参考】フロー図



被保険者A



被扶養者A-1



被扶養者A-2



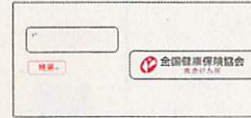
被扶養者A-3



①世帯分を貼付



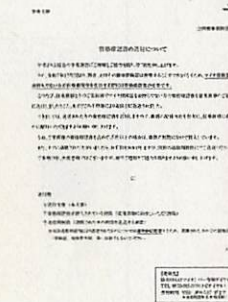
②封入



※5名以上の場合、
2通に分かれて送付。



⑤作成・封入



③送付
(9月下旬)



被保険者住所

④不着となった場合

不着還付先
(委託業者)



※資格確認書等を
再作成。



対象者一覧表

⑥送付
(9月下旬～11月)



送付
(資格確認書送付前
の7月下旬)



事業所

3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定） 岡山は9月中を予定				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			

4. 依頼事項

以上のとおり、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

会員（事業所）様に向けて、以下の3点についてご案内いただきますようお願いします。

- ① 資格確認書とは、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方が、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる重要なカードであること。
- ② 被保険者（従業員）様のご自宅に送付しますが、宛所不明等の理由により不着となった場合、事業所様に送付しますので、速やかに配付いただきたいこと。
- ③ 詳細についてお問い合わせがございましたら、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（0570-015-369）にお問い合わせいただきたいこと。